

古河市分別収集計画 (第11期)

令和7年7月

茨城県古河市

古河市分別収集計画（第 1 1 期）目次

	ページ
1 計画策定の意義	1
2 基本的方向	1
3 計画期間	1
4 対象品目	1
5 各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込み （法第 8 条第 2 項第 1 号）	2
6 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進のための方策に関する 事項 （法第 8 条第 2 項第 2 号）	2
7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該 容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 （法第 8 条第 2 項第 3 号）	3
8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適 合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第 2 条第 6 項に規 定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量 の見込み （法第 8 条第 2 項第 4 号）	
全市域	4
古河地区	5
総和・三和地区	6
9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適 合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第 2 条第 6 項に規 定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量 の見込みの算出方法	7
10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 （法第 8 条第 2 項第 5 号）	8
11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 （法第 8 条第 2 項第 6 号）	9
12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 （法第 8 条第 2 項第 7 号）	10

茨城県古河市分別収集計画（第 11 期）

令和 7 年 7 月 4 日

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要があり、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本市のごみ処理は、平成 17 年 9 月の市町合併に伴い、市が運営する「古河クリーンセンター」とさしま環境管理事務組合が設置し古河市を含む 2 市 2 町で共同処理を行っている「さしまクリーンセンター寺久」の 2 施設で行っている。このため、市内居住地区によって収集体制や分別種類等に差異があり、ごみ減量に取り組む住民意識にも差異が生じている。

本計画はこのような状況の中、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第 8 条に基づいて一般廃棄物の多くを占める容器包装廃棄物を分別収集し、最終処分量の減量化と資源リサイクルを進める目的から、市民・事業者・行政のそれぞれの役割や具体的な推進方策を明確にし、これを公表するとともに関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

併せて、プラスチック資源循環法に基づき、製品プラスチックの分別収集及びリサイクルを容器包装廃棄物と一体的に推進する。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- (1) ごみの発生抑制、排出抑制及び再使用及び再利用するシステムづくりを目指す。
- (2) 3Rを進めるとともに、最後に残ったものを適正処理によりできる限り減量・減容化して、最終処分量を極少化することを目指す。
- (3) 経済性を考慮して効率的なごみの収集・運搬体制を確立するとともに、中間処理施設・最終処分場の施設整備や事業運営体制の低コスト化を目指す。
- (4) ごみの収集・運搬から中間処理・最終処分に至るまで、環境への負荷をできる限り最小化する安心・安全なごみ処理事業の確立を目指す。

3 計画期間

本計画の計画期間は令和 8 年 4 月を始期とする 5 年間とし、令和 10 年度にみなおす。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル及びプラスチック製容器包装を対象とする。また、プラスチック資源循環法に基づき製品プラスチックを分別収集の対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

容器包装廃棄物の排出地域	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
全市域	7,342t	7,308t	7,274t	7,241t	7,208t
古河地区	2,936t	2,923t	2,909t	2,896t	2,883t
総和・三和地区	4,405t	4,385t	4,365t	4,345t	4,325t

製品プラスチックの排出地域	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
全市域	538t	536t	533t	531t	528t
古河地区	370t	369t	367t	365t	363t
総和・三和地区	168t	167t	167t	166t	165t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進のための方策に関する事項
（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制のため、以下の方策を実施する。実施にあたっては、市民・事業者・行政がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携のもとに進めていく。

（1）環境教育、啓発活動の充実

学校や地域における副読本等を活用した環境教育、回収・リサイクルへの取り組みや各種団体のさしまクリーンセンター寺久、古河クリーンセンターの見学会の機会を増やしていく。また、ごみ発生量やごみ処理経費等の情報提供により、循環型社会に対する意識向上を図る。

（2）過剰包装の抑制及びマイバッグ運動の展開

流通業者や消費者との相互協力により包装の簡素化を推進するとともに、買物袋（マイバッグ）持参等の周知を行う。茨城県では、平成21年からスーパーマーケット等と「レジ袋削減に向けた取り組みに関する協定」を締結し、レジ袋の無料配布中止の取り組みを行っている。また、令和2年7月1日からは全国でレジ袋が有料化となり、レジ袋の削減が進んでいるが、市においても地球温暖化防止、ごみの減量化、資源の有効活用の観点から、市民の理解と協力が得られるよう、引き続き、啓発活動を行っていく。

（3）再生品の積極的な利用促進

リターナブル容器、再生資源を原材料として利用した製品の利用促進を図る。

（4）資源集団回収活動に関する支援

資源集団回収を実施している行政自治会や子供会、PTA等の市民団体に奨励金を交付し、これら団体のリサイクル活動を支援する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集を実施する容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。また、市民・事業者との協力・連携、本市が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	
		古河地区	総和・三和地区
主としてスチール製の容器		缶類	缶類
主としてアルミ製の容器		集団回収：スチール缶・アルミ缶	集団回収：スチール缶・アルミ缶
主としてガラス製の容器	無色のガラス製容器	ビン・ガラス類 集団回収：ビン類	ビン類 集団回収：ビン類
	茶色のガラス製容器		
	その他の色のガラス製容器		
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）		紙類 集団回収：紙パック	紙類 集団回収：紙パック
主として段ボール製の容器		紙類 集団回収：段ボール	紙類 集団回収：段ボール
主として紙製の容器包装であって、上記以外のもの		—	—
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの		ペットボトル	ペットボトル
主としてプラスチック製容器包装であって上記以外のもの		プラスチック容器	—
プラスチック資源循環法に基づき分別収集するもの		プラスチック・せともの類	—

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装
リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込み
(法第8条第2項第4号)

(1)全市域

	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
主としてスチール製の容器	218 t		216 t		215 t		214 t		214 t	
主としてアルミ製の容器	321 t		319 t		318 t		317 t		315 t	
無色のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	162 t		161 t		160 t		159 t		158 t	
	(引渡置)	(独自処理)	(引渡置)	(独自処理)	(引渡置)	(独自処理)	(引渡置)	(独自処理)	(引渡置)	(独自処理)
	0 t	162 t	0 t	161 t	0 t	160 t	0 t	159 t	0 t	158 t
茶色のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	237 t		237 t		236 t		234 t		233 t	
	(引渡置)	(独自処理)	(引渡置)	(独自処理)	(引渡置)	(独自処理)	(引渡置)	(独自処理)	(引渡置)	(独自処理)
	71 t	166 t	71 t	166 t	71 t	165 t	70 t	164 t	70 t	163 t
その他の色のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	123 t		123 t		123 t		122 t		121 t	
	(引渡置)	(独自処理)	(引渡置)	(独自処理)	(引渡置)	(独自処理)	(引渡置)	(独自処理)	(引渡置)	(独自処理)
	63 t	60 t	63 t	60 t	63 t	60 t	62 t	60 t	62 t	59 t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	15 t		15 t		14 t		14 t		14 t	
主として段ボール製の容器	505 t		503 t		500 t		498 t		495 t	
主として紙製の容器包装であって、上記以外のもの	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	0 t		0 t		0 t		0 t		0 t	
	(引渡置)	(独自処理)	(引渡置)	(独自処理)	(引渡置)	(独自処理)	(引渡置)	(独自処理)	(引渡置)	(独自処理)
	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	898 t		894 t		889 t		885 t		881 t	
	(引渡置)	(独自処理)	(引渡置)	(独自処理)	(引渡置)	(独自処理)	(引渡置)	(独自処理)	(引渡置)	(独自処理)
	450 t	448 t	448 t	446 t	446 t	443 t	444 t	441 t	442 t	439 t
主としてプラスチック製容器包装であって上記以外のもの	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	644 t		641 t		638 t		636 t		633 t	
	(引渡置)	(独自処理)	(引渡置)	(独自処理)	(引渡置)	(独自処理)	(引渡置)	(独自処理)	(引渡置)	(独自処理)
	644 t	0 t	641 t	0 t	638 t	0 t	636 t	0 t	633 t	0 t
(うち白色トレイ)	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	0 t		0 t		0 t		0 t		0 t	
	(引渡置)	(独自処理)	(引渡置)	(独自処理)	(引渡置)	(独自処理)	(引渡置)	(独自処理)	(引渡置)	(独自処理)
	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
製品プラスチック(プラスチック資源循環法に基づく分別対象物)	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	370 t		368 t		366 t		365 t		363 t	
	(引渡置)	(独自処理)	(引渡置)	(独自処理)	(引渡置)	(独自処理)	(引渡置)	(独自処理)	(引渡置)	(独自処理)
	0 t	370 t	0 t	368 t	0 t	366 t	0 t	365 t	0 t	363 t

(2) 古河地区

	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
主としてスチール製の容器	59	t	58	t	58	t	58	t	58	t
主としてアルミ製の容器	87	t	86	t	86	t	86	t	85	t
無色のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	80	t	79	t	79	t	78	t	78	t
	(引渡重)	(独自処理)	(引渡重)	(独自処理)	(引渡重)	(独自処理)	(引渡重)	(独自処理)	(引渡重)	(独自処理)
	0	t	80	t	0	t	79	t	0	t
茶色のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	71	t	71	t	71	t	70	t	70	t
	(引渡重)	(独自処理)	(引渡重)	(独自処理)	(引渡重)	(独自処理)	(引渡重)	(独自処理)	(引渡重)	(独自処理)
	71	t	0	t	71	t	0	t	70	t
その他の色のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	63	t	63	t	63	t	62	t	62	t
	(引渡重)	(独自処理)	(引渡重)	(独自処理)	(引渡重)	(独自処理)	(引渡重)	(独自処理)	(引渡重)	(独自処理)
	63	t	0	t	63	t	0	t	62	t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	5	t	5	t	5	t	5	t	5	t
主として段ボール製の容器	174	t	173	t	172	t	171	t	170	t
主として紙製の容器包装であって、上記以外のもの	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	0	t	0	t	0	t	0	t	0	t
	(引渡重)	(独自処理)	(引渡重)	(独自処理)	(引渡重)	(独自処理)	(引渡重)	(独自処理)	(引渡重)	(独自処理)
	0	t	0	t	0	t	0	t	0	t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	253	t	252	t	251	t	250	t	249	t
	(引渡重)	(独自処理)	(引渡重)	(独自処理)	(引渡重)	(独自処理)	(引渡重)	(独自処理)	(引渡重)	(独自処理)
	253	t	0	t	252	t	0	t	249	t
主としてプラスチック製容器包装であって上記以外のもの	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	644	t	641	t	638	t	636	t	633	t
	(引渡重)	(独自処理)	(引渡重)	(独自処理)	(引渡重)	(独自処理)	(引渡重)	(独自処理)	(引渡重)	(独自処理)
	644	t	0	t	641	t	0	t	633	t
(うち白色トレイ)	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	0	t	0	t	0	t	0	t	0	t
	(引渡重)	(独自処理)	(引渡重)	(独自処理)	(引渡重)	(独自処理)	(引渡重)	(独自処理)	(引渡重)	(独自処理)
	0	t	0	t	0	t	0	t	0	t
製品プラスチック(プラスチック資源循環法に基づく分別対象物)	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	370	t	368	t	366	t	365	t	363	t
	(引渡重)	(独自処理)	(引渡重)	(独自処理)	(引渡重)	(独自処理)	(引渡重)	(独自処理)	(引渡重)	(独自処理)
	0	t	370	t	0	t	366	t	0	t

(3) 総和・三和地区

	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
主としてスチール製の容器	159 t		158 t		157 t		156 t		156 t	
主としてアルミ製の容器	234 t		233 t		232 t		231 t		230 t	
無色のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	82 t		82 t		81 t		81 t		80 t	
	(引減量)	(独自処理)	(引減量)	(独自処理)	(引減量)	(独自処理)	(引減量)	(独自処理)	(引減量)	(独自処理)
	0 t	82 t	0 t	82 t	0 t	81 t	0 t	81 t	0 t	80 t
茶色のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	166 t		166 t		165 t		164 t		163 t	
	(引減量)	(独自処理)	(引減量)	(独自処理)	(引減量)	(独自処理)	(引減量)	(独自処理)	(引減量)	(独自処理)
	0 t	166 t	0 t	166 t	0 t	165 t	0 t	164 t	0 t	163 t
その他の色のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	60 t		60 t		60 t		60 t		59 t	
	(引減量)	(独自処理)	(引減量)	(独自処理)	(引減量)	(独自処理)	(引減量)	(独自処理)	(引減量)	(独自処理)
	0 t	60 t	0 t	60 t	0 t	60 t	0 t	60 t	0 t	59 t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	10 t		10 t		9 t		9 t		9 t	
主として段ボール製の容器	331 t		330 t		328 t		327 t		325 t	
主として紙製の容器包装であって、上記以外のもの	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	0 t		0 t		0 t		0 t		0 t	
	(引減量)	(独自処理)	(引減量)	(独自処理)	(引減量)	(独自処理)	(引減量)	(独自処理)	(引減量)	(独自処理)
	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	645 t		642 t		638 t		635 t		632 t	
	(引減量)	(独自処理)	(引減量)	(独自処理)	(引減量)	(独自処理)	(引減量)	(独自処理)	(引減量)	(独自処理)
	197 t	448 t	196 t	446 t	195 t	443 t	194 t	441 t	193 t	439 t
主としてプラスチック製容器包装であって上記以外のもの	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	0 t		0 t		0 t		0 t		0 t	
	(引減量)	(独自処理)	(引減量)	(独自処理)	(引減量)	(独自処理)	(引減量)	(独自処理)	(引減量)	(独自処理)
	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
うち 白色トレイ	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	0 t		0 t		0 t		0 t		0 t	
	(引減量)	(独自処理)	(引減量)	(独自処理)	(引減量)	(独自処理)	(引減量)	(独自処理)	(引減量)	(独自処理)
	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
製品プラスチック(プラスチック資源循環法に基づく分別対象物)	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	0 t		0 t		0 t		0 t		0 t	
	(引減量)	(独自処理)	(引減量)	(独自処理)	(引減量)	(独自処理)	(引減量)	(独自処理)	(引減量)	(独自処理)
	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込みの算定方法

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{直近年度の特定分別基準適合物等の収集実績 ※1} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{人口変動率 ※2} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{特定分別基準適合物等の量の見込み} \\ \hline \end{array}$$

※1 直近年度(令和6年度)特定分別基準適合物等の収集実績を用いた。

※2 人口の変動については、直近5年間の実績から年マイナス630人とし、次の通り設定した。

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
138,821人	138,191人	137,561人	136,931人	136,301人
(対前年比)	(対前年比)	(対前年比)	(対前年比)	(対前年比)
99.54%	99.54%	99.54%	99.54%	99.54%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

容器包装廃棄物の分別収集は、民間委託によるステーション収集のほか、行政区自治会や子供会、PTA等の市民団体による集団回収を積極的に活用して行なう。

容器包装廃棄物の種類		古河地区			総和・三和地区		
		収集に係る分別の種類	収集・運搬段階	選別・保管等段階	収集に係る分別の種類	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属類	スチール製容器	缶類 (集団回収はスチール缶・アルミ缶別)	委託業者 集団回収	市(委託) 民間業者	缶類 (集団回収はスチール缶・アルミ缶別)	委託業者 集団回収	組合 (委託) 民間業者
	アルミ製容器						
ガラス	無色のガラス製容器	ビン類	委託業者 集団回収	市(委託) 民間業者	ビン類	委託業者 集団回収	組合 (委託) 民間業者
	茶色のガラス製容器						
	その他の色のガラス製容器						
紙類	飲料用紙製容器	紙類 紙パック	委託業者 集団回収	民間業者	紙類 紙パック	委託業者 集団回収	組合 (委託) 民間業者
	段ボール	紙類 (集団回収は段ボール)	委託業者 集団回収	民間業者	紙類 (集団回収は段ボール)	委託業者 集団回収	組合 (委託) 民間業者
	紙製の容器包装であって上記以外のもの	—	—	—	—	—	—
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	委託業者 集団回収	市(委託) 民間業者	ペットボトル	委託業者 集団回収	組合 (委託) 民間業者
	プラスチック製容器包装	プラスチック容器	委託業者	市(委託)	—	—	—
	その他の製品プラスチック	プラスチック・せともの類	委託業者	市(委託)	—	—	—

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

古河地区においては、収集した資源ごみは古河市資源置場に一時保管し、選別、梱包、圧縮等を行い民間業者に引き渡している。

総和・三和地区においては、さしまクリーンセンター寺久リサイクルプラザに搬入し、選別、圧縮等を行い民間業者に引き渡している。

両地区の紙パック・段ボールについては、民間リサイクル処理施設において再生処理を行う。

なお、全ての収集運搬業務を民間業者に委託し、パッカー車及びダンプトラックを使用して処理施設に搬入する。

今後の施設整備等の方針については、古河市総合計画や古河市環境基本計画、古河市一般廃棄物処理基本計画との整合はもとより、県が策定している廃棄物処理計画やごみ処理広域化計画の内容も踏まえて決定する。

古河地区の資源化施設

施設名称	古河市資源置場
所在地	古河市鴻巣 1564-1
敷地面積	5,916 m ²
処理方式（設備）	
プラスチック容器類	圧縮梱包機

総和・三和地区の資源化施設

施設名称	さしまクリーンセンター寺久 リサイクルプラザ
所在地	茨城県坂東市寺久 1353-1
敷地面積	約 73,000 m ²
処理方式（設備）	
不燃ごみ、不燃性粗大ごみライン	粗破碎機、細破碎機、磁選機、アルミ選別機、不燃系プレス
可燃性粗大ごみライン	破碎機
ビンライン	破・除袋機、ビン自動色選別装置
ペットボトルライン	破・除袋機、ペットボトル圧縮梱包機
缶ライン	破・除袋機、磁選機、アルミ選別機、アルミ・スチールプレス
紙・有害ごみライン	蛍光灯破碎機、貯留装置

1 2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（法第8条第2項第7号）

- （1） 市民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、各種団体等との連携を図る。
- （2） 行政自治会や子供会、PTA 等の市民団体による資源集団回収について、適宜見直しを図りつつ実施していくものとする。
- （3） 分別排出がされていない地域や希望する自治会、町内会等に対し、説明会を開催する。
- （4） 毎年度、分別収集計画記載事項の実績をはじめ、ごみ処理基本計画の進捗状況を管理するとともに課題を整理し、3年後の計画改訂に反映させる。